

電力供給契約重要事項説明書（エコログ Denki 高圧プラン）

電気事業法の規定に従い、下記の小売電気事業者とお客さまとの間の電力供給契約について重要な事項を説明いたします。

その他詳細の約款についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気需給約款（高圧） 掲載 URL : <https://eco-log.co.jp/service-site/terms/>

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社エコログ 小売電気事業者登録番号 A0550 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1 丁目 4-10 お問い合わせ窓口 電話 0570-056-383 受付時間 10:00-18:00(月～土) ※日曜・祝日は非営業日 Eメール info@eco-log.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	申込書に必要事項を記載し提出いただきます。	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
供給電圧	申込書に記載のとおり	小売供給に係る料金	申込書に記載のとおり。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。 なお、その他、電気需給約款および供給契約に定める工事費や契約保証金、各種手数料等をお支払いいただくことがあります。
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz (静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)	請求締日	原則検針・計量日の属する月の末日。ただし、末日が営業日でない場合には、前営業日。
契約期間	料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日まで（自動更新あり）	契約電力	実量制（500kW 以上の場合協議制）
本紙が対象とする プラン	エコログ Denki 高圧プラン	需給地点	需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の架空引込線と当社が施設した遮断器の電源側接続点とする。また、需給地点を財産分界点、保安責任分界点とする。

■支払繰延特約について

1. 一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとします。

2. 繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。

〔算定式〕 使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値(※1)－基準単価(※2)) × (1+消費税率)

※1：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N+1 月の検針日の前日が属する月の 1 日から末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。

※2：基準単価は、別途当社の電気需給約款においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は、毎月 1 日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。

3. N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N + 3 月の検針日から N + 4 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。なお、繰延手数料の支払期日は、その算出の基となる繰延金額の繰延後の支払

期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。

- 4.電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、すでに適用している繰延金額およびこれに基づく繰延手数料のうち未請求のものについては、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。

■供給開始予定日

- 1.供給開始日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の最初の検針日となります。
- 2.当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

■料金の支払い方法・支払期日

支払方法		支払期日
口座振替	・支払日は原則として毎月 26 日になります。	原則として請求締日の翌月末日
クレジットカード	・クレジットカード決済日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の当社の任意の日とし、支払日はクレジットカード会社から当社への支払日とし、カード会社によって異なります。	
その他	・その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。 ・指定の支払方法によるお支払いが確認できない場合、コンビニ払込票または PayPay もしくは LINEPay のいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、それぞれ支払い 1 回あたり 550 円（税込）の事務手数料をお客さまにご負担いただけます。	
債権譲渡	・当社は、お客さまに対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。この場合、当社と債権の譲受人は、各種料金の請求収納および債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定およびそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約に係るお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。	

■遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、遅延損害金を申し受けることがあります。遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

■ご請求金額・ご使用量のご確認

毎月のご請求金額・ご使用量は、「エコログマイページ」にてご確認ください。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。

当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまの毎月のご請求金額・ご使用量に係る利用明細書を発行します。

ただし、その場合発行手数料として、1 供給地点ごとに 220 円（消費税等相当額込）/月を申し受けます。

■スマートメーターへの取り替え

- 1.お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。（受給開始後、取り換える場合もございます。）
- 2.取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■契約期間等

料金適用開始の日から、1 年後の日の属する月の末日までとします。

契約期間が満了する 3 か月前までにお客さま又は当社のいずれからも供給契約の終了または変更の申し出がないときは、同条件にて自動的に契約が更新されます。

■ 契約の解約

契約期間中に、お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、希望する終了日の 3 か月前の日までに、当社に通知していただきます。

■ 契約解除料

1.更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 12 カ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として、解約日が属する月を 1 カ月目とし、直近 3 カ月分の電気料金（基本料金）を合算した額をお支払いいただきます。

2.電気需給約款第 36 条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力供給契約の履行および解約のために要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を、違約金として当社にお支払いいただきます。

$$〔\text{契約電力} \times 1 \text{ 月あたりの基本料金} \times \text{契約期間の残余期間}〕 + 〔\text{供給開始日より解約通知日までの 1 日あたり平均電力使用量} \times \text{電力量料金の夏季料金} \times \text{契約期間の残余日数}〕$$

■ 料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■ 契約に関わる注意事項

1.当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等（以下、旧事業者という）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係るサービス等

2.当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客さまには、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客さまの供給契約を解約する場合があります。詳細は電気需給約款および託送供給等約款をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）

●検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること

●一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

3.お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。また、当社は、解約希望日の3ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。

●お客さまが電気料金（この契約以外の電気料金を含みます）を当社の定める支払期限を超過してなお支払われない場合

●お客さまが電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給約款に違反した場合

●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合

●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合

●お客さまが仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産、会社更生などの申立があった場合

●お客さまが営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合

●その他債権保全のため必要と認められる場合

●以上に定める各事項に準ずる事項が発生した場合

4.当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を

行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。

5. 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気需給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気需給約款をご参照ください。
6. お客さまは、当社が供給契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社および関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担は原則ありません。

それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。



■電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります。

- 凍結するおそれのある地域の廃止：凍結防止帯が動作しなくなること給水管が凍結し破裂する可能性があります。
凍結により温水器本体が破損する可能性があります。（このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。）
- マンション等の共用灯の廃止：エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、
また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

お客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処分方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、A S P サービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）による通知を発した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。

2. この場合、

- ① 当社は申し込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償および違約金の支払いを請求いたしません。
 - ② 既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当社は当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
 - ③ お客さまがすでに対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は速やかにその全額を返還いたします。
 - ④ お客さまは、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等（特定商取引に関する法律第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいいます。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、お客さまは、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面をお客さまが受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
- 名称：株式会社エコログ 受付窓口 住所：〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 Eメール info@eco-log.co.jp